

非居住事由証明書

みらいエコ住宅2026事業事務局 御中

《証明者の情報》 事務局から問い合わせを行う場合があります。予めご了承ください。

作成日	年 月 日		
法人・団体名			印 ※個人印不可
肩書・所属			
氏 名			
住 所	〒		
電話番号			

下記の通り、証明をいたします。

記

対象者氏名			
①対象者の居住地 ※実際にお住いの住所	〒 (建物名) (部屋番号)		
②対象者が 自らの意思に寄らず ①に居住している 事由	☐ 帰任を前提とした転勤の指示を行ったため		
	指定の勤務先 (支社・支店等)	家族の帯同の有無	☐ 有 ☐ 無
	☐ その他の事由のため		
	詳 細		
②の事由が生じた 時期	年 月 日		

以上

本証明書の作成にあたって

- ◆ 本事業は、原則、新築の住宅（以下、「対象住宅」）を取得した建築主本人または購入者本人（以下、「共同事業者（対象者）」といい、対象住宅が「長期優良住宅、ZEH水準住宅」においては「若者夫婦世帯」または「子育て世帯」として共同で申請をする子や配偶者等を含むものとする。）が対象住宅に居住することを前提に補助を行う事業です。
ただし、単身赴任等の自らの意思によらない事由により対象住宅に入居できない場合、当該要件が緩和されることがあります。
本証明書は、当該要件の緩和を希望する共同事業者（対象者）が、事務局から提出を求められる証明書です。
（当該事由の証明にあたり、証明が必要な事項が確認できる他の書類がある場合、必ずしも本書式を用いる必要はありません。）
- ◆ 本証明書の作成は、②の事由が「帰任を前提とした転勤の指示を行ったため」である場合、雇用主（会社等）が行ってください。
「その他の事由のため」の場合、当該事由を客観的に証明できる立場の方（自治体、警察、弁護士等）が行ってください。
（事務局は、証明者が不適切であると判断した場合、本証明書の有効性を認めないことがあります。）
- ◆ 上記は、すべて記入が必要な項目です。記入漏れがある場合、再発行をお願いすることになりますので、ご注意ください。
なお、②の事由が「その他の事由のため」である場合、その内容を「詳細」に詳しく記入してください。

みらいエコ住宅2026事業事務局

ナビダイヤル 0570-081-789 IP電話等からのご利用の場合 03-6629-1646

受付時間：9時～17時（土・日・祝日含む）※通話料がかかります。

ホームページアドレス <https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/>

非居住事由証明書

みらいエコ住宅2026事業事務局 御中

共同事業者の勤務先など、共同事業者が対象住宅に居住できないことを証明する方が記入してください。(補助事業者が記入欄ではありません)

記入見本

《証明者の情報》 事務局から問い合わせを行う場合があります。予めご了承ください。

作成日	2026 年 〇〇 月 〇〇 日
法人・団体名	株式会社〇〇製作所
肩書・所属	△△部
氏 名	製作 一郎
住 所	〒100-×××× 東京都 新宿区 〇〇町 1-1-1
電話番号	03-××××-〇〇〇〇



下記の通り、証明をいたします。

記

対象者氏名	注文 太郎		
①対象者の居住地 ※実際にお住いの住所	〒100-×××× 東京都 港区 △△町 1-1-1 (建物名) (部屋番号)		
②対象者が 自らの意思に寄らず ①に居住している 事由	☒ 帰任を前提とした転勤の指示を行ったため		
	指定の勤務先 (支社・支店等)	△△町支店	家族の帯同の有無 ☒ 有 ☐ 無
②の事由が生じた 時期	☐ その他の事由のため		
	詳 細		

以上

本証明書の作成にあたって

- ◆ 本事業は、原則、新築の住宅(以下、「対象住宅」)を取得した建築主本人または購入者本人(以下、「共同事業者(対象者)」といい、対象住宅が「長期優良住宅、ZEH水準住宅」においては「若者夫婦世帯」または「子育て世帯」として共同で申請をする子や配偶者等を含むものとする。)が対象住宅に居住することを前提に補助を行う事業です。
ただし、単身赴任等の自らの意思によらない事由により対象住宅に入居できない場合、当該要件が緩和されることがあります。
本証明書は、当該要件の緩和を希望する共同事業者(対象者)が、事務局から提出を求められる証明書です。
(当該事由の証明にあたり、証明が必要な事項が確認できる他の書類がある場合、必ずしも本書式を用いる必要はありません。)
- ◆ 本証明書の作成は、②の事由が「帰任を前提とした転勤の指示を行ったため」である場合、雇用主(会社等)が行ってください。
「その他の事由のため」の場合、当該事由を客観的に証明できる立場の方(自治体、警察、弁護士等)が行ってください。
(事務局は、証明者が不適切であると判断した場合、本証明書の有効性を認めないことがあります。)
- ◆ 上記は、すべて記入が必要な項目です。記入漏れがある場合、再発行をお願いすることになりますので、ご注意ください。
なお、②の事由が「その他の事由のため」である場合、その内容を「詳細」に詳しく記入してください。

みらいエコ住宅2026事業事務局

ナビダイヤル 0570-081-789 IP電話等からのご利用の場合 03-6629-1646

受付時間:9時~17時(土・日・祝日含む) ※通話料がかかります。

ホームページアドレス <https://kosodate-green.mlit.go.jp>